

時事新報　時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せズ其代價遞
送廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三
圓〇一箇年兩金大圓。
○時事新報社ヨリ直通ニ郵便ニア能速スルモノニ限り右定价ノ外ニ
當月十五錢ノ遞送料ヲ申受け。

一行五號清字廿四字附	一日限	二日以上
二行	六日限	三日以上
三行	十一日限	七日以上

月曜日并み大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外ニ貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

東京市區改正
しくかうじ
東京市區改正費として年々五十萬圓を支出すべしとは
今日までの定めなれども期る少額を以て改正の大事業
と成就せんとするときは猶は幾十年に亘るべきや誠に
甚篤の次第なり此間改正の線路等の地所はいつか其の

市區改正

方なれば今年五十萬圓にて半線路を改正し得るも翌年
百萬圓に非されば同一の効を成すると能はず三年四年
次第々々豫算に超越すれば次第々々に年限を延ばさ
るを得ずして三十年が五十年となり千五百萬圓が四
千五百萬圓であるべし公私不利益ふの上あれば何
か適當の處置をかる可らずとて市區改正委員諸氏も大
に苦慮して種々評議ありしといふ其一を聞くに一口は
市の基本財産として政府より下渡したる河岸地十九萬
坪を賣却して凡そ四百萬圓を得。又一口は六百萬圓の
市債を募集し都合一千萬圓の資金を作り六百萬圓を以
て水道を改築し四百萬圓を以て日本橋京橋その他既に
着手せる本線の市區を改正すべしと云ふにあるよし蓋
し水道改築は水稅を以て負賃償却の方に差向くべき豫
算あるに由るものありとぞ是れも至極尤もの考案なれ
ども仍その後を計算するに市區改正費五十萬圓、水稅
凡そ四十萬圓合計九十萬圓を以て幾分市債の償却
に充て他の幾分を市區改正の繼續費用と充てとせば義
に四百萬圓を投じて改正したる本線以外の市區は徐々
に歩を進められて隨分特遠き次第なるべし要するに改
正事業に一報を加ふる迄のにして未だ以て十分の望
み満足すべきにあらず故に我輩の考案を以てすれば河
岸地賣却より可なりと雖も爰に斷然たる處置を以て
大々市債を募集し土地及び家屋を買上ぐるに付ても相

當直段百圓のものならば更に籌措して百三十圓にも賣上げ一時に市區改正の完成を計るのみ然るべけれども信するなり一見大膽に過ぐるが如くあれども今日土地收用法などとて賣買雙方の相談兎角懸滯する所以は主として金の多寡によるとなれば今若し相當直段と比較して二三割の高價に買上げんと云はんか市民は何れも喜んで之を擣げ早く改正事業の自家に及ぼさるを懼じとするに至るべし斯て償却の方法を如何と云ふに元來市區改正の事たる將來百年の計をなすものにて現在の市民の獨り専にする所にあらず子々孫々に傳へて永遠不朽の長策されば負債を償却せんとて一時に取急ぐべき要用あく五十年にも百年にも分割して負擔を子孫々賄ふや固より悔ゆる所に非ざるなり市區改正委員會に起りたりと聞ゆる前記の一説は頗る當を得たるに似たれども四百萬圓を以て本線だけの改正を完了し爰に事業を中止して他は一切改正せずとの事ならば他の市民は其積りにて覺悟を定め安んじて業を營むとを得ければ我輩も敢て異議を挙ぎざるべしと雖も猶は其後に至り徐々に改正を繼續するにありては同じく是れ市民營業の安全を保つ所以よりあらず鄙見の大主意質に此所にありて存するとあれば委員諸氏にして若しも本線の改正のみを以て満足すること能はざらん歟宜しく百年的市債を募りて即時に事業を着手せられよ萬一是れども非なり彼れも非なりと云ふまでは茲に唯一策あり市區改正を全く思ひ止まるべし我輩は市民の財産を有無の中に存して空しく疑惧煩悶せしめざらんとぞ祈るに外なきのみ

多少の改革を加へんと目下其取扱はあるものゝ若じたるみどより唯一小部分に改正を加へ且つ同關附の士官に多少の沙汰を行ふ位に止むる由又團を隊と改むるとの説は未だ其筋の調には上らざるよし
○暴行又闇する二性 鳥尾中將に對し暴行したる虎口三鶴浅井譽至夫の兩人が京都輕罪裁判所に於て夫々處刑の宣告を受くるや京都始審裁判所長富永冬樹氏は其旨を山田司法大臣へ上申し且つ暴行の有様は新聞紙に記載しある通りに相違なしして京都中外電報より暴行の記事一項を切抜きて同大臣へ郵送せし由又京都輕罪裁判所の上席檢事曾根誠造氏は京都市内の各警察署に對し近來世務多端に際しては壯士輩の往來も自然頻繁であるべく就ては自今貴顯紳士は申すに及ばず政黨坏に關係せる人々に對し犯罪を爲したるもの其他非常の事故ありたる時は其事柄の何たるを問ず直ちに急報有之たき旨を去る四日通知したるよし
○代書捺印の投票 埼玉縣各郡に於て去る一日より縣會議員の選舉を行ひし中にも北足立郡にては草加、鳩ヶ谷、大宮、桶川、鴻巣の五箇所に分會を開き先づ浦和本會より始めて鴻巣分會の投票を開きしに加藤政之助、八木橋克兩氏への投票中代書人某と添書捺印せしもの五十餘枚あり共都合六箇所に選舉會を開き先づ浦和本會より始めて並居る一派の參觀人之を見るや否や口を捕へて不用の文字を記入しあるものあれば無論無効ありと云ふ選舉會長其効の有無に付き立會人の意見を聞くに是亦無効説に左袒せしかば遂に五十有餘票を廢棄し丁んね、偽書し得ざる選舉人の爲めに書記をして代書せしめたる如何なれば斯る投票をあせしやと聞くに右は鴻巣分會選舉長となり同地に出張したる長嶋筆吉氏が文字を

を愛くべし
一該會社株式は關
力にして信用ある
一國營の機器製造
變更すからである
一國營の製造印刷
あるふとあるべし
一國營供給する監
一將來監視局にて經
徵科を始め且つ之
但し本文出版權
すべき事
一某集の草稿に對
事
一國營製造費等
の事ありと認むる
收すべき事
第一項の國營事
し且つ報酬金を倍
すべき事
本命令書は自今一
るふとあるべし
○岐阜日々新聞
日新聞には大
間に配布するよ
○利根運河の
とに就て目下内
行ふよし
○同盟銀行の月
日午後五時より
たるが出席者は
則第十一條以下
出削除、うちつる
は早や深更に及
したりと云ふ
○東京市會 一
長楠本正隆氏は

○陸軍省令第六號　去る一日の本欄に掲げたる陸軍省令第六號の項第二行百五條は百六條、第四行百七條は百八條、届出は手續の孰れも誤なりと昨日の官報に正したり

著なるが是は法律第六號府縣會議員擇舉規則第二十五條「擇舉人にして文書を書するふと能はざる由を申立る時は擇舉會長は書記をして代書せしめ之を本人に讀聞かせ並に立會人に示したる後捺印投票せしむべし」とありて本人に捺印投票せしむ可きものを誤解して書記に捺印せしめるこは非ずや申しは也て寫らるや分明にて奈

三月六日 大藏大臣伯爵松方正義勅令第二十號

國九月號
らされども若し選舉長が右の如く法律を誤れる爲めに
有効の投票を無効に歸したるものなるに於ては苟も權
利の消長に關する事なり捨て置き難いとて其意氣込監
なれば此儘にはれさまるまじと同地よりの報
○大日本圖書會社　此頃東京大坂の二三書林が創立し
創立者

藏大臣定ムル所ノ期限ニ出納ノ計算書ヲ製シ會計檢査院ノ検査判決ヲ受ル爲メ之ヲ大藏省ニ送付スヘシ〇等三條 大藏省國債局長へ前條計算書ノ下検査ヲ執行其下検査書ヲ添へ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ
○宮内省告示第九號

第一 漢書
大日本圖書會社は文部省にて出版せる圖書を製造發賣する目的にて資本金三十萬圓とし本社を東京日本橋區檜物町より支社を大坂難波南町に置き甲を文部省編輯局直轄甲乙部圖書關東取扱所、乙を關西取扱所とし其株主を全國の各書林に亘り其中より委員八名を擇んで社務を監視せしめ諸般の事務は實際支配人及副支配

明治廿三年
三月七日 宮内大臣子爵土方久元
○第三回内國勸業博覽會事務局告示第十三號
第三回内國勸業博覽會開會ノ式典ヘ本月二十六日ナムテ舉行ス
但本會開設ノ期日ヘ規則第一條ノ通タルヘシ
明治廿三年三月七日

人をして取扱ふとの約束を定めたる由なるが右に就き文部省編輯局には特に同會社に對し嚴格なる左の命令書を下したりと云ふ

第三回内國勵業博覧會副總裁 岩村通俊

月末日迄に上納すべき事
一本局にて着手相成候國庫製造費の事業は本年三月一日以降蒸氣機之を其組合にて禦承し且つ該工事に附帯せる權利義務とも同日以後實行して之を負担すべき事
一前文所開示製造費の事業相當候にて付ては確實なる會社を組織し其運営を與し當局の認可を受くべき事
一該會社の資本金は少くも十萬圓とし内一萬五千圓は準備金として其社に相應する額の預款を本會より出資すべき事

に其組織上に改正を加へしと嘆する者あれども實は

一該會社株式は一人にて所有の株數を制限し其分配方法は當局の認可